

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、社会的責任を果たし、株主をはじめ全てのステークホルダーからの信頼に応え、企業価値を最大限に高めていく継続的な企業努力が必要であると考えております。そのためには、経営の透明性及び効率性の確保、積極的かつ迅速な情報開示、アカウントビリティの強化等の内部統制機能の充実が経営の重要課題のひとつであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

< 原則1-4 >

当社が株式を保有する目的は、取引関係の維持・強化、また協力関係の維持が目的であります。従って、議決権の行使については、基準は設けておりません。

< 原則1-5 >

当社は、いわゆる買収防衛策を導入しておりません。企業価値をさらに向上させ市場からも適正な評価をいただくことが、敵対的M & Aに対する最良の対応策と考えております。

< 補充原則4-11-1 >

取締役の選任にあたっては、中長期的な企業価値の向上に寄与する者として豊富な経験・高い専門知識及び幅広い見識を有する者を選任しております。また、取締役会議長の諮問機関であり、取締役及び社外取締役で構成する人事諮問委員会において、候補者の経験・資質等を審査しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

< 原則1-4 >

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

< 原則1-7 >

当社は、取締役会規程を定め、取締役と会社との取引及び主要な株主との取引について取締役会での決議を要することとしています。また、関連当事者間の取引においては、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議を行っています。

< 原則2-6 >

当社は、従業員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を2020年1月より導入しております。確定拠出年金制度における運用については、加入者である従業員が運用管理機関の運用商品及び運用方法を選択し、運用に伴うリターン及びリスクも加入者である従業員が負担するものであります。当社はアセットオーナーの立場で企業年金の積み立て等の運用には関与しておりませんが、従業員に対し適宜適切に教育機会の提供を行っております。

< 原則3-1 >

(1) 当社は、「わたくしたちの目的は、真心の奉仕と知恵ある提案を通じて、すてきな生活文化を創造し、心豊かな社会の実現に貢献することにある」を経営理念としています。

(2) 社会的責任を果たし、株主をはじめ全てのステークホルダーからの信頼に応え、企業価値を最大限に高めていく継続的な企業努力が必要であると考えております。そのためには、経営の透明性及び効率性の確保、積極的かつ迅速な情報開示、アカウントビリティの強化等の内部統制機能の充実が経営の重要課題のひとつであると認識しております。

(3) 当社は、報酬決定過程の客観性、透明性を確保するため、主に社外取締役で構成される人事諮問委員会を設置しており、同委員会は取締役会議長からの諮問を受け、取締役の報酬について取締役会に対して答申しております。

取締役の報酬の額の水準は、株主総会で承認された報酬の額の範囲内で、調査会社等が行っている役員報酬サーベイ等のデータをもとに、当社の事業規模、業態及び当社の財務状況を踏まえて設定されております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会での決議は、取締役については1996年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内とされ、また監査役については2011年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額50百万円以内とされております。

当社取締役会は、当社取締役の報酬の額及びその算定方法の決定に関する方針の決定を人事諮問委員会の答申に基づき決定し、その内容及び裁量の範囲内で、個別の取締役の固定報酬の額の決定及び業績連動報酬の額を決定し支給することとしております。

(固定報酬)

固定報酬は、各役員が管掌する担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて決定されております。

(業績連動報酬)

業績連動報酬は、事業年度毎の業績に応じて「年次賞与」として支給しており、当社の業績連動報酬に係る指標としては、基本的枠組みとして連結純利益、会社業績評価として対前年伸び率及び計画対比を指標としております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役については、固定報酬のみとしております。

(4) 経営陣幹部の選任にあたっては、中長期的な企業価値の向上に寄与する者として豊富な経験・高い専門知識及び幅広い見識を有する者を選任・指名しており、取締役会議長の諮問機関であり、取締役及び社外取締役で構成する人事諮問委員会(以下、人事諮問委員会という。)におい

て、候補者の経験・資質等を審査しております。また、経営陣幹部の解任にあたっては、法令および定款に違反する行為またはその恐れのある信用失墜行為があった場合、その他経営の健全性を確保できないことが明らかになった場合に、人事諮問委員会で審査の上、取締役会で決定します。

(5)取締役・監査役候補者の指名理由については、株主総会招集通知に記載しております。

<原則4-1-1>

取締役会は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定と業務執行の分離を図っています。取締役会規程及び稟議規程により、権限委譲の範囲を定めています。

<原則4-8>

取締役9名のうち3名は独立社外取締役として、中長期的な企業価値向上に向け、企業経営等に関する豊富な経験と高い見識により、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、独立した立場からの監督機能としての役割を果たしております。

<原則4-9>

取締役会は、独立社外取締役の選任にあたり、証券取引所の定めに基づく独立役員の規定、すなわち上場管理等に関するガイドライン「実効性の確保に係る審査」-5-(3)の2を参考にしております。

<補充原則4-11-1>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

<補充原則4-11-2>

取締役または監査役が他の会社の役員を兼務するときは、取締役会の承認を要することとし、当社におけるその役割・責務を適切に果たすことができることを確認しております。また、兼任の状況については株主総会招集通知にて毎年開示しております。

<補充原則4-11-3>

当社は、取締役会全体の実効性について、2017年4月以降開催の取締役会より評価を行っております。取締役会の実効性については、概ね確保されていると評価しており、継続した実効性評価の取り組みを通じて、取締役会の機能強化に活用してまいります。

<補充原則4-14-2>

当社は、重要な法律やコーポレートガバナンス等に関する専門家による講義等を適宜行い、トレーニングの機会を提供しています。また、社外の講習会への参加、斡旋を行い、その費用の支援を行います。なお、新任の社外取締役・社外監査役については、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項及び各種規程等の説明を実施しております。

<原則5-1>

当社は、経営企画部をIR担当部署と定め、代表取締役社長が統括しております。また、機関投資家に対する決算説明会を開催し、個別面談等も行っております。株主を含むステークホルダーがタイムリーに情報を入手できるよう、自社ウェブサイトで各種情報を公開することにより、信頼を得よう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社千趣会	2,575,500	25.99
株式会社寿泉	2,477,400	25.00
株式会社ディアーズ・ブレイン	792,400	7.99
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - PB	756,000	7.62
ワタベウェディング従業員持株会	296,000	2.98
ワタベウェディング取引先持株会	236,700	2.38
株式会社日本カストディ銀行	196,600	1.98
前澤 友作	93,200	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	80,100	0.80
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A / C F J - 1309	77,800	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梶原 健司	他の会社の出身者											
高橋 哲也	他の会社の出身者											
高橋 理人	他の会社の出身者											
森川 さゆり	他の会社の出身者											
山崎 想夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶原 健司		――	資本業務提携契約の締結先である株式会社千趣会の代表取締役であり、経営戦略策定に関する豊富な経験・知見を当社の経営に反映していただきながら協業体制を構築していくため、社外取締役として選任しています。
高橋 哲也		――	資本業務提携契約の締結先である株式会社千趣会の取締役・コーポレート本部の本部長であり、経営戦略策定に関する豊富な経験・知見を当社の経営に反映していただきながら協業体制を構築していくため、社外取締役として選任しています。

高橋 理人	○	——	eコマースの分野における豊富な経験と知識を当社の経営に反映していただくため、選任しております。また、上記の独立役員の判断基準に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。
森川 さゆり	○	——	メディア構築、マーケティングに関する豊富な経験を当社の経営に反映していただくため、選任しております。また、上記の独立役員の判断基準に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。
山崎 想夫	○	——	公認会計士および税理士としての豊富な経験・知識を当社の経営に反映していただくため、選任しております。また、上記の独立役員の判断基準に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

人事諮問委員会を設置し、取締役、執行役員については取締役会議長より、監査役については監査役会議長より諮問を受け、取締役・執行役員、監査役の人選に関する事項や、取締役・執行役員の報酬に関する事項等について答申しています。本委員会の事務局はグループ人事部に設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から前期末に当該年度の監査計画の説明を受け、期末及び四半期決算時には監査結果等について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務遂行状況について報告を受け、必要に応じて意見の交換や情報の聴取等を行い連携を保っております。また、内部監査部門より、内部監査の状況や懸案・課題について適宜報告を受け、また監査に同行する等により、定期的に情報、意見交換を行う等の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
斎藤 一雄	他の会社の出身者													
佐伯 照道	弁護士													
中野 雄介	公認会計士													
牧 直樹	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斎藤 一雄		――	金融機関の監査役として培われた監査業務の経験と知見を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。
佐伯 照道	○	弁護士法人北浜法律事務所パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役 フジテック株式会社社外取締役	弁護士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識を監査に活かしていただくため、選任しております。また、上記の独立役員の判断基準に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
中野 雄介	○	清友監査法人代表社員 中野公認会計士事務所所長 株式会社エスケーエレクトロニクス社外取締役(監査等委員) NIS SHA株式会社社外監査役	公認会計士・税理士としての財務、会計に関する豊富な経験・知識を監査に活かしていただくため、選任しております。また、上記の独立役員の判断基準に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
牧 直樹	○	樹陽法律事務所パートナー弁護士	弁護士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識を監査に活かしていただくため、選任しております。また、上記の独立役員の判断基準に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、平成16年8月から平成21年7月までストックオプション制度を導入しておりました。今後は、経営成績の状況に応じて支給を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

役員報酬等の内容は、取締役に対して114百万円(支給人員11名)、監査役に対して29 百万円(支給人員4 名)であります。なお、報酬等の額には社外役員に対する60百万円(支給人員10名)が含まれております。

(注1) 上記は、第57期事業年度(2020年12月期)の事業報告書に記載しているものであります。

(注2) 期末日現在の取締役の人数は11名であります。

(注3) 期末日現在の監査役の人数は4名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、報酬決定過程の客観性、透明性を確保するため、主に社外取締役で構成される人事諮問委員会を設置しており、同委員会は取締役会議長からの諮問を受け、取締役の報酬について取締役会に対して答申しております。

取締役の報酬の額の水準は、株主総会で承認された報酬の額の範囲内で、調査会社等が行っている役員報酬サーベイ等のデータをもとに、当社の事業規模、業態及び当社の財務状況を踏まえて設定されております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会での決議は、取締役については1996年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内とされ、また監査役については2011年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額50百万円以内とされております。

当社取締役会は、当社取締役の報酬の額及びその算定方法の決定に関する方針の決定を人事諮問委員会の答申に基づき決定し、その内容及び裁量の範囲内で、個別の取締役の固定報酬の額の決定及び業績連動報酬の額を決定し支給することとしております。

(固定報酬)

固定報酬は、各役員が管掌する担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて決定されております。

(業績連動報酬)

業績連動報酬は、事業年度毎の業績に応じて「年次賞与」として支給しており、当社の業績連動報酬に係る指標としては、基本的枠組みとして連結純利益、会社業績評価として対前年伸び率及び計画対比を指標としております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役については、固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局は、定期的開催される取締役会他、重要な会議開催の案内、会議資料の事前配布並びに議事録の回付等の情報伝達等を行っております。また、社外役員から求められる資料は、適時適切に提出し、各担当セクションより説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行について

・当社は、取締役9名で構成する定例の取締役会を毎月1回開催すると共に、業務執行における意思決定の迅速化と効率化を図るために、社長執行役員及び執行役員、社長執行役員の命を受けた本部長、部室長で構成する経営会議を原則月1回開催しております。

監査役は、取締役会および経営会議に出席し、必要があると認められるときは意見を述べております。

・内部監査の機能としてグループ監査室を設け、当社グループにおける適正な業務の運営が確保されるようモニタリングを行っております。

(2) 社外取締役について

・社外取締役の選任については、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断し、取締役9名のうち5名(うち独立社外取締役3名)を選任しております。

・社外取締役の機能としては、経営監視のみならず、専門的な視点からの経営判断へのアドバイス等を期待しております。

(3) 監査役の機能強化について

・監査役については、会社法上の要件に基づき4名全員を社外監査役で構成しております。

また、独立性を確保するため当社と利害関係のない立場の独立社外監査役を3名選任しております。

・監査役会は、「監査役監査の方針および計画」を策定し、取締役会において報告しております。

・監査役会は、会計監査人と定期的な会合をもち監査計画に基づく実施状況の報告を定期的に受ける等緊密な連携をとっております。グループ監査室からは監査の実施状況の報告を定期的に受け、連携をとって監査体制を強化しております。

・財務・会計に関する知見を有する監査役を選任することにより、経営のモニタリングを強化しております。

(4)指名、報酬決定について

・取締役候補者の選定及び役員報酬の決定について、判断の客観性と経営の透明性を確保するため、人事諮問委員会を設けております。

(5)会計監査について

・当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しており、期末だけでなく必要に応じて適宜監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社は、継続的な企業価値向上のため、独立性の確保された社外取締役3名を選任すると共に、4名の監査役からなる監査役会設置会社制を採用しております。

・その理由として、社外取締役による経営監視の機能強化と、取締役の職務執行を監査する監査役によるモニタリングにより、透明性の高い経営を通して企業価値を最大限に高め、株主に対するアカウンタビリティが確保されと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年3月25日開催の第57期定時株主総会招集通知につきましては、会日15日前に発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知発送前日に、当社ウェブサイトにて英文招集通知を掲載しております。
その他	招集通知発送前日に、当社ウェブサイトにて株主総会招集通知を掲載し、議決権行使の円滑化に努めております。また、交通至便な会場での株主総会開催、総会における事業報告等のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社のウェブサイトにて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の決算説明会に加え、アナリスト、ファンドマネージャーとの経営方針・業績の説明等に関する個別のIR ミーティング等を実施しております。(2020 年12月期は19件実施)	あり
IR資料のホームページ掲載	タイムリーに公衆縦覧できるよう、当社ウェブサイトにおいて投資情報(決算短信、決算説明資料、招集通知、有価証券報告書等)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	
その他	IR スケジュール、株主向け報告書等を当社ウェブサイトにて掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、倫理憲章においてステークホルダーからの負託に応えるべき内容を明示し、社会に必要とされ続ける企業をめざすことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、社会に必要とされ続ける企業となるよう、環境保全活動及びCSR活動に積極的に取り組む旨を当社グループの倫理憲章において定めております。 環境保全活動においては、地球にやさしいサービス・商品の開発、廃棄物の削減、省エネルギー対策等環境への負荷を減らす施策に取り組んでおります。 また、CSR活動においては、地域社会との交流に積極的に取り組む他、国際的視野から海外における社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ではディスクロージャー・ポリシーにしたがって適時情報開示に努めておりますが、それ以外の情報につきましても、適切な方法によりできる限り適時且つ公平に情報開示を行っております。また、決算情報につきましてはIR 活動等を通じ情報発信しておりますが、決算情報漏洩防止、公平性維持の観点より決算期日の翌日から決算発表日までは沈黙期間としてコメントを差し控えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営基本理念を実践するため、当社グループの行動基準である企業の倫理及び行動規範として倫理憲章を制定し、日常業務を遂行するよう役員及び社員に徹底しております。また法令遵守については、社会から信頼される企業であり続けるための高い倫理観を持ち、会社全体として法令遵守体制の強化に努めております。

これらの基本的な考え方のもと、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定めております。

基本方針に則り、グループ監査室によるモニタリングを強化し、内部統制システムがグループ全体で有効に機能するよう全役員へ周知徹底しております。

「内部統制システムの基本方針」

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって職務を執行するために、「ワタベウェディング倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、周知徹底を図ります。
- ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応で臨み一切の関係を遮断するとともに、外部専門機関との連携体制を構築し組織的対応を行います。
- ・代表取締役社長直轄のグループ監査室が、内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行います。
- ・内部通報制度により、グループ全体のコンプライアンス違反行為またはそのおそれのある行為について通報を受け付け適切な対応を行います。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録ほか取締役の意思決定等に係る文書及び取締役に対する報告に係る文書は、「文書管理規程」及び「ITセキュリティ規程」等に基づいて保存し管理します。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の基本的事項等については「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、経営リスクの把握やその評価、対応方針等を検討する体制を構築します。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営環境の変化に迅速に対応するため、代表取締役社長及び業務執行取締役並びに執行役員、代表取締役社長の命を受けた本部長、部長等を構成員とする経営会議を開催し、グループの意思決定を行います。また、経営会議には常勤監査役が出席し、必要があると認められるときには意見を述べます。
- ・執行役員制度を採用し、より効率的な業務執行を行います。
- ・人事諮問委員会を設置し、取締役の選任及び報酬に関する事項、監査役の選任に関する事項について適切性・妥当性を審議し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について定期的に報告を受けます。
- ・当社グループにおいて、「経営基本理念」、「ワタベウェディング倫理憲章」を共有し、コンプライアンス及びリスク管理に関する規程の周知徹底を図ります。
- ・「関係会社管理規程」に当社及び子会社における承認及び報告すべき事項を定め、グループ内の業務の適正な管理を行います。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・職務を補助すべき使用人を置くよう、監査役から求めがあった場合には、監査役を補助すべき使用人として必要な人員を配置します。
- ・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役に事前の同意を得たうえで決定するなど、当該使用人が不利益を被らない体制を確保します。

監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が他の部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとします。

当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は下記の各事項を監査役に報告します。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重要な事実
- ・内部通報制度に基づき通報された事実
- ・当局検査、外部監査の結果
- ・重要開示事項の内容
- ・監査役から要請のあった業務執行に関する事項

当社及び子会社に法令違反行為及び不正行為に対しての、報告に関する制度を定め、報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

監査役の職務の執行において生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で必要な費用は監査役の請求により、会社は速やかに支払いを行います。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性については下記の各事項をもって確保します。

- ・代表取締役と監査役会の意見交換会の定例実施
- ・取締役・重要な使用人に対するヒアリングの実施
- ・監査役が求めた場合、専門家の活用の実施

- ・諸会議への出席、必要資料の閲覧
- ・会計監査人との情報交換

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、倫理憲章において、社会の規範や法令を遵守し、高い倫理観を持つことを掲げております。その中に社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応で排除に取り組むことを定めており、グループ全社員へ周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化すると共に、お客様との取引においては、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係遮断を行う旨を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛について、一般的経営課題として、例えば会社財産や株主価値を全般的に低下させるようなM&Aに対して、現在の法制度の下で可能な対応策にはどのようなものがあるかという類の検討は継続的に行っております。ただし、基本的には当社は株主価値をさらに向上させ市場からも適正な評価をいただくことが、敵対的M&Aに対する最良の対抗策と考え、今後とも経営効率の向上に努める所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■ コーポレート・ガバナンス充実に向けての今後の施策

当社では、取締役会及び監査役会の機能強化並びに経営と業務執行の分離を進めるべく執行役員制度の導入等コーポレート・ガバナンス充実に向けた諸施策を進めて参りましたが、今後、タイムリーディスクロージャーの充実、コンプライアンス機能並びにリスクマネジメント機能強化をベースとした内部統制機能の整備を図り、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を目指します。

また、グローバル・ガバナンスについては、関係会社管理機能を強化し、より一層の充実した体制構築に努めてまいります。

■ 適時開示体制の概要

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、社会的責任を果たし、株主様をはじめステークホルダーからの信頼に応え、企業価値を最大限に高めていく継続的な企業努力が必要であると考え、経営の効率性確保及び、迅速、正確かつ公平に会社情報の開示に努めることを基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制

・当社では「情報開示規程」並びに「インサイダー取引防止規程」を制定し、遵守すべき基本的事項や重要情報の適切な管理、開示原則について定めております。また、重要情報を統括管理する情報取扱責任者には管理部門担当取締役またはこれらに準じる役職の者(グループ管理本部長)を充てるとともに、情報を収集、一元管理し、重要情報の漏洩を未然に防ぐシステムを構築しております。

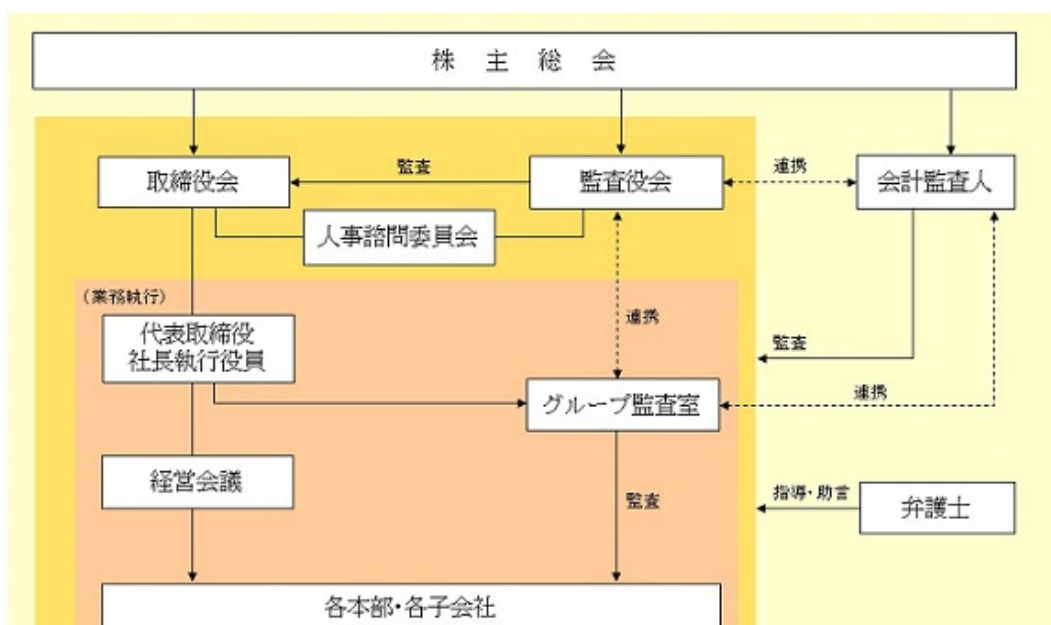
・会社情報の適時開示については、金融商品取引法等の諸法令並びに証券取引所の定める適時開示規則に則り、開示の要否、公表の時期及び方法等の検討を行い、取締役会の決議あるいは代表取締役の承認後、速やかに公表することとしております。また、適時開示の基準に該当しない情報について、当社を理解いただく上で、有用と判断されるものについては、積極的かつ公平に開示を行うよう努めております。

・公表の方法としては、証券取引所において内閣府令で定める電磁的方法(TDnet)によるものとし、複数の報道機関に対しても公式に開示しております。併せて自社のホームページを活用した広報活動などを通じ、積極的な企業情報の開示に取り組み、経営の透明性向上に努めております。

・当社では内部監査部門(グループ監査室)が業務運営について監査を行う体制をとっており、法令・規則等に基づいた適時・適切な情報開示が行われているかも監視しております。また、監査役会が取締役の職務執行を監視する体制をとっておりますが、会社情報の開示の監視にも留意しております。

・適時開示に係る社内教育に関しては、開示部門担当者は、適宜東京証券取引所等による社外研修等を受講すること等により適時開示に係る業務の研鑽に努めるとともに、社内報への掲載、社内研修の実施等を通じて広く全般に啓蒙活動を行っております。

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



適時開示体制の概要（模式図）

